

サイト番号	
契約番号	

e 点呼セルフ専用検温システム保守契約書

第1条(基本契約)

上記につき、_____ (以下「甲」という)と、東海電子株式会社(以下「乙」という)は、甲が購入し、使用する下記の契約対象(以下製品という)を円滑に稼働させるにつき、その機能(検温システム機能)を維持するために本契約を締結する。乙は甲に対し製品への保守サービスを行い、甲は、乙または乙の販売代理店に対してその対価を支払うものとする。

—契約者(甲)—	
契約者所在地	
契約者名	
代表者名	
—東海電子株式会社(乙)—	
所在地	〒419-0201 静岡県富士市厚原247-15
法人名	東海電子株式会社
代表者名	代表取締役 杉本 哲也 TEL:0545-67-8988 FAX:0545-67-8939
契約対象	検温システム本体(別表1)
契約金額	製品1台あたり 金 36,000 円 (消費税別)
契約期間	年 月 日 から1年間
契約締結日	年 月 日

第2条(契約期間・更新)

本契約は、前条に記載する期間を対象とする。

- 2.本契約は、甲または販売代理店から注文書を乙に発行し、乙がこれを承諾することによって効力を生じる。
- 3.期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかより相手方に対して、書面により解約の申し出がない場合は、更に1年間自動延長するものとし、翌年以降も同様とする。
4. 契約期間中、甲が機械の占有を喪失した場合又は機械を取得した法律上の原因が消滅した場合、乙は通知のみで本契約を終了することが出来る。

第3条(請求および支払)

乙または販売代理店は、甲に対して第1条に定めた保守サービス料金につき、契約台数分の請求書を契約期間開始月に送付する。

- 2.甲は、前項の請求書を受領した場合、甲乙間で定めた支払条件に基づき乙または販売代理店に支払うものとする。

第4条(料金)

甲は、乙または販売代理店に対し、本契約に基づく製品の保守サービスの対価として、第1条の金額を支払うものとする。

- 2.第1条の契約金額は、本契約の別表1に記載する契約台数分に対して支払うものとする。

第5条(延滞金)

前条所定の料金の支払いが遅延した場合には、甲は支払金額に延滞年率 14.6%を乗じた金額を 365 日(ただし、閏年に属する場合は 366 日)の日割で計算し、支払期限の翌日からの遅延日数分を加算して支払うものとする。

第6条(保守サービス)

乙は、甲が購入し、使用する製品に関し、次の規定にて保守サービスを行うものとする。

①第1条の契約対象に関する技術・運用上の電話・ファックス・電子メールでの照会、問い合わせに対する回答を行う。

②契約対象品の故障・損傷発生時において、乙が必要と判断した場合に限り、代替機の貸出を無償にて行う。

代替機の提供は送付によるものとし、送付先は別表1に記載する場所とする。甲は修理期間中、提供された代替機を使用する。

③故障・損傷発生時、甲から対象品の送付を受け行う故障修理。修理で発生する部品代、作業費用は本契約に含まれる。ただし、甲の過失による場合は、乙はこれを免れる。また、甲が乙に対象品を送付する場合は、予め故障・損傷内容を乙の第21条に定める窓口で連絡した後、乙が指定する宛先にすみやかに送付する。

④故障・損傷発生時の代替品(無償)には、甲所有のその他の製品は含まないものとする。

第7条(保守サービスに関する免責事項)

次の各号のいずれかに該当する場合は、保守サービスの対象外とし第6条の保守サービスを行うこととなった場合、乙は当該契約の保守サービス料金の他に別途費用を甲に請求できるものとする。

①乙または乙の指定する技術員以外の者による移設、改造、修理、分解および加工を行って製品が故障、損傷した場合。

②乙の指定部品以外の消耗品等を使用した場合。

③乙の所定の取扱い説明書に記載された操作方法以外の方法により使用して製品が故障、損傷した場合。

④火災、天災地変等、その他不可抗力の原因により生じた故障・損傷の復旧作業。

⑤日本国外での使用となった場合。

⑥甲の責に帰すべき事由による場合。

⑦その他通常の使用以外の原因による場合。

⑧甲が部品を紛失した場合。

⑨書面通知がなく譲渡された製品を使用している場合。

⑩納入後に甲が追加でハードウェアの仕様変更を希望する場合。

第8条(送料)

第6条に係る送料は、本契約に含むものとする。ただし、製品が正常に稼働している状態にも関わらず、甲が乙に特別に保守サービスを依頼するときに発生する送料は、甲の負担とする。

第9条(交換品、故障品、代替品の所有権)

故障した部品、修理時に取り外した部品、修理期間中に乙が甲に貸与した代替品は、乙の所有に帰属することとする。修理中の代替品は、甲の製品が正常に稼働したのち、甲は乙が指定する宛先に速やかに返送することとする。

尚、乙が貸与した代替品について、甲の責に帰すべき紛失、汚損、破損が発生した場合、乙は甲に該当品相当の金額を請求することができる。

第10条(再委託)

乙は、当該契約にある業務の一部または全部を、乙が指定する保守会社に委託できるものとする。

第11条(権利義務の譲渡禁止)

甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は賃貸してはならない。

第12条(料金改定)

乙は当該契約の料金を改定する必要がある場合には速やかに甲へ通知し、第1条に定める契約金額を改定できるものとする。

第13条(解約条項)

甲または乙において下記各号の一つにでも該当したときはその相手方は直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除した側に損害が生じたときは、その損害をその相手方に対し請求することができる。但し、解除された側は、相手方に対し、これにより生じた損害を、請求することができない。

①第三者または自らが差押、仮差押、仮処分、競売、破産、特別清算、民事再生手続、会社更生手続を申し立てたとき。

②公租公課の滞納処分の申し立てがあったとき。

③手形または小切手を一回でも不渡りにしたとき。

④その他信用を著しく失墜したと認められる事由があるとき。

⑤第20条に定める表明・保証に違反したとき。

第14条(中途解約)

甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヶ月前までに書面による通知によって相手方に予告するものとする。ただし、甲が第12条の料金改定によって解約する場合料金改定の通知後 10 日以内に書面によって乙に通知することにより、料金改定の前日をもって解約することができる。尚、その場合でも既に受領した契約料金は返金しないものとする。

第15条(期限の利益の喪失)

甲が次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、乙の通知のみで甲の債務の期限の利益は失われるものとし、甲は乙に対し一切の債務の全額を即時支払いするものとする。

①契約条項の一つにでも違反する事由が生じたとき。

②甲に第13条に規定する解約の事由が生じたとき。

2.甲が前項各号いずれか一つにでも該当した場合、乙は直ちに本契約を解除することが出来る。この場合に乙が損害を被った場合は、これを甲に請求することができる。

第16条(消費税)

消費税率に変更があった場合は、消費税率に基づき算定される消費税額を、第1条に定める税別金額に加算するものとする。

第17条(個人情報の収集ならびにその取り扱い)

乙は、第6条に規定する保守サービスを行うにあたり、発生した不具合の原因特定およびその改修のため、甲に対し、必要に応じ、甲の従業員の個人情報取得を依頼することがある。甲は、当該保守契約締結後直ちに甲の従業員に対し当該条項の周知を行うこととする。

1.本契約における個人情報とは

個人情報とは、個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、画像、運転免許証番号等によって個人を識別できる情報のことを言う。

2. 収集する甲の従業員の個人情報

甲の商号または社名、従業員氏名、測定画像、運転免許証記載事項、IC 免許証の暗証番号 1、および、IC 免許証に電磁的に書き込まれた券面記載事項と同等の情報。

3.収集した個人情報利用目的

甲が製品を使用するにあたり発生した不具合その他事象等、これらの原因の検証ならびに改修等を乙が行うために収集するものであり、乙は当該目的以外に使用しないものとする。乙は当該目的の終了後直ちに、乙が甲より開示を受けた個人情報を返却もしくは乙の責任により復元あるいは再現不可能な状態にし廃棄するものとする。

4.収集した甲の従業員の個人情報の第三者への提供および外部への預託、乙は、同意を得ず従業員の個人情報を第三者に開示・提供しない(従業員とは、甲に雇用される従業員、または甲と雇用契約のある従業員もしくは直接雇用関係になが甲の業務に従事する者を言う)。

ただし、3項の利用目的を達成するために委託する場合がある。その場合乙は、個人情報の取扱いについて、十分な安全管理措置が講じられており乙と秘密保持契約書を締結した委託先のみ委託するものとする。

5.甲の従業員の個人情報開示・訂正・削除

乙が3項の利用目的において保有した甲の従業員の個人情報について、甲および甲の従業員は乙に開示を請求することができる。

開示の結果、甲および甲の従業員は個人情報の訂正・削除を乙に請求することができる。

乙への開示・訂正・削除の請求は、乙の個人情報保護方針(<http://www.tokai-denshi.co.jp/privacy/index.html>)に則り『個人情報の取り扱いに関する開示等要望や相談等問合せ先』に対して行うこととする。

第18条(協議事項)

本契約に定めのない事項、又は本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義に基づき誠実にその都度甲乙協議の上、決定するものとする。

第19条(合意管轄)

本契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、専属的合意管轄裁判所は、原告の本社の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所とすることに合意する。

第20条(反社会勢力に関する表明・保証)

甲および乙は、相手方に対し、本契約締結時および本契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業、団体その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、および自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又は関係者ではないことを表明し、保証する。

第21条(受付窓口)

本契約の乙の受付窓口は、以下とする。

■受付窓口	東海電子株式会社 東京事業所 お客様サポート窓口
■郵便番号	190-0012
■所在地	東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第3ビル 203号
■電話番号	0120-609-100
■FAX 番号	042-526-0906
■電子メール	support-alc@tokai-denshi.co.jp
■受付時間	平日 9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝祭日・12月31日～1月3日は除く)

以上本契約の証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。
なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイル印刷した文書はその写しとする。

【移設・解約について】

- ◆システムの使用場所の変更、長期間使用しない場合は、「解約・移設申請書」がございますので、お客様サポート窓口へご連絡ください。

(別表1)検温システム保守契約サイト一覧

出荷先No	営業所名	住所	納品日